



平成 22 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 極 楽 湯  
代表者名 代表取締役社長 新川 隆 丈  
( J A S D A Q ・ 証 券 コード 2 3 4 0 )  
問合せ先 取締役常務執行役員管理部長  
松本 俊二  
電 話 0 3 - 5 2 7 5 - 0 5 8 0 (代)

(訂正) 「債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ」の一部訂正について

本日付で「債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ」を公表いたしましたが、記載内容に誤記がありましたので、次のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には\_\_線を付しております。

記

【訂正箇所】

1. 本文

(訂正前)

今般、当社の取引先である株式会社アースランドが平成 22 年 7 月 15 日付けで破産手続開始の申立てを行ったことに伴い、下記のとおり、当該取引先に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

(訂正後)

今般、当社の取引先である株式会社アースランドが平成 22 年 7 月 15 日付けで「極楽湯奈良店」の営業を停止し、奈良地方裁判所に対し破産申立ての手続を開始するとの決定に至ったことに伴い、下記のとおり、当該取引先に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

2. 「2. 取立不能又は取立遅延のおそれが生じた経緯」

(訂正前)

株式会社アースランドは、業績が悪化し、多大の負債を抱えるに至り、また日常の取引に関する支払も困難となり、本日付で、やむなく「極楽湯奈良店」の業務を停止し、奈良地方裁判所に破産手続開始の申立てに至っております。

(訂正後)

株式会社アースランドは、業績が悪化し、多大の負債を抱えるに至り、また日常の取引に係る支払も困難となり、本日付で、やむなく「極楽湯奈良店」の営業を停止し、奈良地方裁判所に対し破産申立ての手続を開始するとの決定に至っております。

以 上